

青森県立自然公園条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

県立自然公園の保護と利用については、自然公園法（昭和32年法律第161号。）に準じて青森県立自然公園条例（昭和36年10月青森県条例第58号。以下「条例」という。）を制定し、必要な規制等を行っています。

今般、法が改正（令和3年5月6日公布、令和4年4月1日施行）され、地域の主体的な取組によって国立公園等の利用を増進させるための制度の創設等が行われました。

これを踏まえ、県立自然公園においても同様に取組むため、条例を一部改正するものです。

2 改正の主な内容

（1）市町村等が主体となった各種計画制度の創設

- 地域の多様な関係者の積極的な取組を促すため、市町村は自然体験活動の提供者等又は公園事業を行う者等と協議会を組織できます。
- この協議会では、次の計画を作成できます。
 - ・質の高い自然体験活動の促進を目的とした「自然体験活動促進計画」（ソフト面）
 - ・施設の整備改善を中心に利用拠点の質の向上を目的とした「利用拠点整備改善計画」（ハード面）
- 作成した計画について、知事の認定を受けたときは、県立自然公園内の特別地域における行為等に係る許認可等を不要とします。

（2）利用施設の承継に係る規定の追加

- 認可された宿舎に関する事業は、他の者に経営の権利を譲渡する場合、これまで譲渡人は廃止届を、譲受人は新規の認可申請が必要でした。
- 一方、ホテル・旅館業界では、効率化のため所有・経営・運営の分離が進行していることから、あらかじめ知事の承認を受けたときは、譲受人は譲渡人に係る公園事業者の地位を承継することとします。

（3）土地所有者等に代わり管理を行う団体の指定要件の緩和

- 地域の民間団体や市民等による地域に密着した県立自然公園の管理を推奨するため、公園管理団体が行う業務を「自然の風景地の保護活動」及び「施設の補修その他の維持管理」の2つのみに緩和し、指定することとします。

(4) 規制対象行為の追加

- 野生動物への餌付けや接近行為等は、野生動物の人に対する警戒心を低下させることから、人への被害防止等のために利用施設の閉鎖等が想定されます。
- このため、野生動物に餌を与えること等で、県立自然公園の利用に支障を生ずるおそれのある行為を罰則の対象に追加します。(⇒30万円以下の罰金)

(5) その他

ア 情報発信に係る規定の追加

今回の改正は、利用者数の増加や満足度の向上も意図したものであるため、これに合わせ、利用の増進のための情報の提供等を新たに規定します。

イ 特別地域等における違反行為に対する罰則の引上げ

量刑を引上げることで、特別地域等における規制の実効性を確保します。

<例>

- ・特別地域での許可の規定違反（無許可行為）
「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」
⇒「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

3 今後の予定

公布：令和5年3月下旬

施行：令和5年7月1日